

平成25年10月8日規則第50号

松原市子ども・子育て会議条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第48号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において行う。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。